三　法第十一条の交付金（第四条第二号及び第五条において「交付金」という。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費
四　計画に記載する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法
五　計画が法第五条第六項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由
六　前各号に掲げるもののほか、その他内閣総理大臣が必要と認める事項
（計画の変更の認定の申請）
第三条　法第六条第一項の規定により計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第二による申請書に第一条各号に掲げる図書のうち当該計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。
（法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更）
第四条　法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
二　交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
三　前二号に掲げるもののほか、計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更
（交付金の交付の方法等）
第五条　交付金は、認定計画（法第七条第一項に規定する認定計画をいう。以下この項において同じ。）に記載されている法第五条第二項第五号の計画期間のうち交付金を充てて当該認定計画に基づく事業を行おうとする年度ごとに、認定地方公共団体（法第七条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。）の申請に基づき、交付するものとする。
2　前項に定めるもののほか、交付金の交付の対象となる事業又は事務、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

別記様式第1（第1条関係）

地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画について認定を申請します。

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画

1　計画の名称
2　計画の区域
3　計画の目標
4－1　地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容
(1)　若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項
(2)　地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項
(3)　地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項
4－2　地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項
4－3　その他の事業の内容
5　計画期間
6　計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
7　法第11条の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費
8　事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法
9　計画が法第5条第6項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由
10　その他必要な事項

別記様式第2（第3条関係）

地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の変更の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

年　月　日付けで認定を受けた地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画について下記のとおり変更したいので、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1　変更事項
2　変更の内容

注1　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
注2　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

○内閣府令第二十七号

地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十六条、第十七条の二第三項第二号、第十七条の七第一項、第二項第七号及び第八号、第六項並びに第十三項並びに第十七条の十三第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域再生計画の認定の申請）	（地域再生計画の認定の申請）
第1条　地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　略］	**第1条**　地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　同上］